序 章

1. 本調査研究の目的

国レベルでの知財政策については、知的財産推進計画(知的財産戦略本部)を始め、様々な取組が行われているが、地域レベルの知財政策については、各地域において、まだ、十分な実施計画が策定されていないところが多い。したがって、地域の知財政策の成功事例をとりまとめ、知財政策のガイドラインを策定することは、地域の知財政策を推進する上で、その意義は極めて大きいといえる。

また、地域の知財政策は広範・多岐に亘るが、それぞれの技術分野や政策領域毎に、自治体がどこまで企業活動に関与し公費投入を行うことが適切か、根拠は明らかにされていない。このため、厳しい財政制約の中、予算措置困難等の理由により、必要な施策の展開ができない場合がある一方で、「知財ブーム」の中、過剰な市場介入・公金投入により、むしろ企業活力を阻害している場合も伺える。

国でなく自治体が知財政策を推進することのメリットは、 (a)所管官庁が複数に跨るため、 縦割りの弊害が大きい中央政府ではなく、 (b)企業ニーズに近接した小さな地方政府として 横断的・統一的施策の展開が容易な点にある。しかしながら、その効果は実証的には明らか にされていないため、これを具体的に検証する必要がある。

自治体による適切な知財政策の実践は、自力での産業財産権実施が困難な地場の中小企業による活用を可能とさせ、その公開を通じて一般企業の生産性向上に資するのみならず、民間部門では負担が困難な巨額投資を必要とする技術開発を通じて、さらには無駄な公金投入を排し企業の税負担を軽減することを通じて、地域産業の振興・活性化に資する。本研究は、知財政策における大学支援策について、公的介入・費用負担の適切な水準を理論的・実証的に明らかにすることにより、知財政策としての大学支援策を実践するためのガイドラインの策定に有益な情報を提供することを目的として実施する。

2. 本調査研究のアプローチ

(1) 地域の知財政策としての大学支援策に関する実態調査

大学で創出された産業財産権の活用に対する自治体の支援策を調査する。都道府県・政令 指定都市及び中核市クラス以上の市町村等を対象として、ヒアリング調査及びアンケート調 査を行い、大学支援策に関する事例集を作成すると共に、成功事例に共通する施策を抽出し て成功要因の分析を行う。

地域の知財政策としての大学支援策には、以下のような施策が挙げられる。

(a)産業財産権に対する助成制度、

学内ベンチャー、技術開発支援のための優遇税制、融資・補助制度

- (b)大学における産業財産権の実施等に関する法的コンサルティング・訴訟代行
- (c)直接技術開発及び成果の供与に関する公設大学の予算・人員配置
- (d)産学連携のためのコーディネート
- (e)その他、知財業務に関する相談機能、情報提供等

(2) 地域の知財政策に関する計量分析

ここでは公開データを用いて、2003年から各地方自治体で進められてきた知的財産推進 戦略がどのようなインパクトを持つのか、計量経済学の手法を用いて分析する。各都道 府県の知財戦略は 2002年度に福岡県「福岡県農産物知的財産戦略」、鳥取県「島根県知 的財産活用戦略」が策定され、2003年度に東京都「中小企業の知的財産活用のための東 京戦略」には大阪府「大阪府知的財産戦略指針」、秋田県「秋田県知的財産戦略」、北海 道「北海道知的財産戦略推進方策」、愛知県「あいち知的財産創造プラン」などが策定さ れた。それ以降にも福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、福井県、長崎県でおい て知的財産戦略が策定さ、2006年まで 22 都道府県において知的財産戦略が策定されて いる。同時に 15 県において、今後知的財産戦略を策定予定であり、知的財産戦略策定 の動きは全国に広がりつつある。そのメニューは多岐に渡るが、知的財産権の創造、保 護、活用を推進し、地方経済を活性化させる、という目的は共通している。

ただし、これらの知財政策が有効であったかどうか、未だに計量的分析が行われていないのが実情である。本章ではある一定の限界はあるものの、現時点で入手可能なデータを使って、各地方自治体の知的財産推進戦略が特許出願数、商標出願数にどのような影響を与えたかを分析する。分析では近年、政策評価に関する分析として広く利用されてきた、Difference in Differences Analysis (差分の差分法)を使う。この手法は従来の計量経済分析手法を応用することにより政策効果をより正確に推計することができ、労働、医療など、幅広い政策の効果を推計するケースで利用されている。

(3) 地域の知財政策として大学支援策を実施するためのガイドライン策定

上記(1)(2)の分析結果から、地域の知財政策として大学支援策を実施するためのガイドラインを策定する。

第1節 はじめに

この章では、地域の知財政策の現状と課題について調査を行った結果について報告する。 本調査は、経済産業局、及び、各都道府県庁に対するヒアリング調査の他、地域の知的財 産推進計画などの文献調査により実施した。

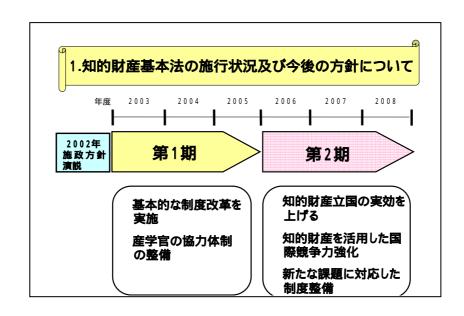
第2節 地域の知財政策の背景

(1) 我が国の知財政策の経緯

我が国における知財政策は、2002年2月に、当時の総理大臣(小泉総理大臣)が施政方針演説の中で、知的財産の重要性について言及されたことから急速に進展した。この施政方針演説では、「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする」ことが示され、知財立国に向けた知財政策が本格的にスタートすることとなった。

その後、2002年11月に知的財産基本法が公布され、これを受けて、2003年3月に知的財産戦略本部が発足し、同年7月に、知的財産推進計画2003が策定された。2004年以降も、毎年、知的財産推進計画が策定されることになったが、最初の3年間(2003年~2005年)で、概ね知的財産に関する制度の整備、体制の整備が進み、

その結果、2006年以降は、いよいよ知的財産を活用する時代が到来したと言われている。2003年から2005年までの最初の3年間を第一期とし、2006年からの3年間を第二期として、各々区分することができる。



【出典】政策研究院シンポジウム(平成19年3月6日)における内閣官房による発表資料より作成

(2)地域の知財政策の視点

地域の知財政策については、知的財産基本法の中でも指摘されている。知的財産基本法 第6条には、「地方公共団体の責務」として、以下のように規定されている。

知的財産基本法第6条(地方公共団体の責務)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し。 国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主 的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

また、知的財産推進計画2006においても、地域の知財政策の視点が盛り込まれており、地域の知財政策に対する期待の高まりが示されている。

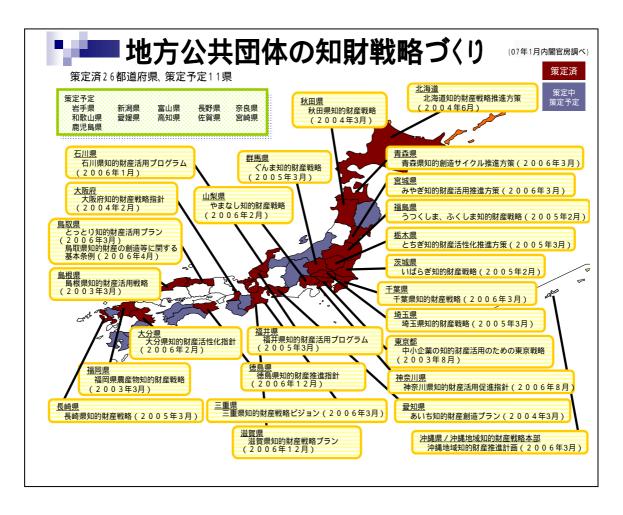
Ⅳ. 知的財産を活用して地域を振興する84
1. 地域における知的財産戦略を推進する84
(1) 地方公共団体の知的財産に関する戦略策定や条例策定を奨励する84
①地方公共団体の知的財産に関する戦略策定を奨励する84
②地方公共団体の知的財産に関する条例制定を奨励する84
(2)地方公共団体における相談機能の充実を奨励する85
(3) 地方公共団体の知的財産に関する助成制度を奨励する85
2. 地域の人材ネットワークを充実し産学官連携を推進する85
(1)「地域知財戦略本部」の活動を推進する85
(2) 産学官連携支援データベースの充実を図る85
(3) 地域と大学等との連携を促進する86
(4) 地方公共団体と地域の大学との連携を促進する86
3. 地域における知的財産人材育成を推進する86
(1) 地域振興を担う人材を育成する86
(2) 地域における専門家の活用を拡大する87

【出典】知的財産推進計画2006(平成18年6月)目次

(3)地域の知財政策への期待

現在は、知財立国への道のりにおける第二期として、知的財産を活用する時代に入っている。したがって、いかにして知的財産を活用するかが重要な政策課題となっている。このような状況下、地域の地方自治体の役割は重要である。なぜなら、地方自治体は、企業、大学、研究所などのプレイヤーの身近に存在し、地域に特有のニーズを踏まえた適切な政策を企画・立案することに適しているためである。「地域の特性を活かした知財政策」の担い手として、地方自治体への期待が大きいといえる。

国の政策は、全国一律に公平な政策には適しているが、各々の地域ごとに異なる特性に配慮した政策には限界があると考えられる。今後、知財政策を検討する際には、「国から地方へ」という流れの中で、地域の知財政策を重要な課題の一つとして検討することが必要であると考えられる。このような状況下、各都道府県において、地域の知財戦略を策定する動きが加速化しており、現時点では、26の都道府県が地域の知財戦略を作成するに行っている。



【出典】政策研究院シンポジウム(平成19年3月6日)における内閣官房による発表資料

(4)地域の知財戦略を策定するためのポイント

地域の知財戦略を考える上で必要な視点は、前述の通り、「地域の特性」にあると言うことができるが、もう少し具体的に考えると、次のように整理することができる。

産業財産権

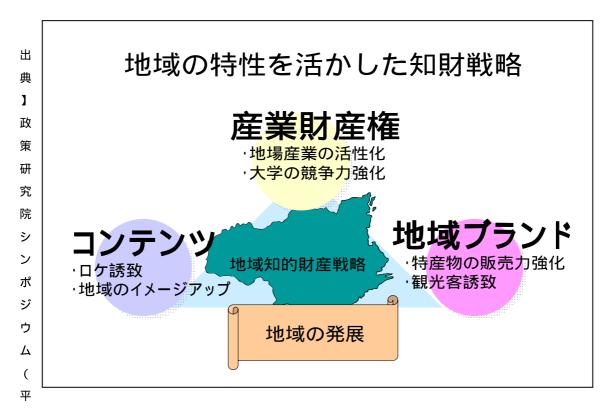
中小企業への支援により、地場産業の活性化を含めて、地域産業の競争力強化を図る。 また、大学等の活性化により、大学の国際競争力を図る。

地域ブランド

地域のブランド力を高めることにより、地域の特産物の販売力の強化を図るとともに、観光客誘致の促進を図る。

コンテンツ

ロケ誘致を含め、地域の特性を活かしたコンテンツの保護と普及を図ることにより、 地域のイメージアップを図る。

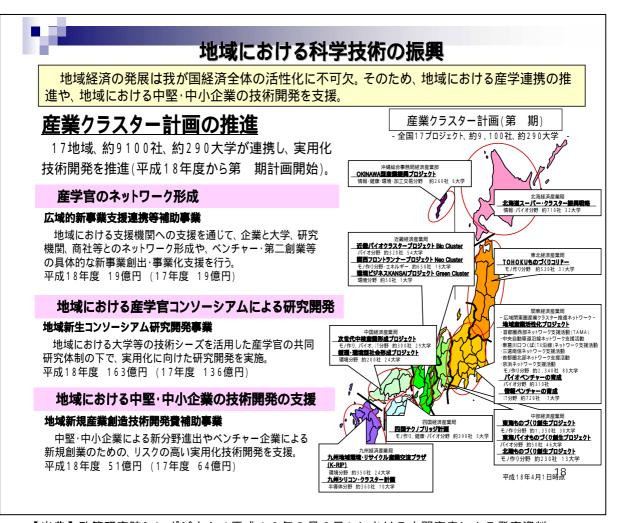


成19年3月6日)における内閣官房による発表資料

第3節 地域の知財政策の現状

【調査の概要】

地域の知財政策の現状を把握するため、都道府県の知財担当者に対してヒアリング調査 及び文献調査を実施した。北は北海道、南は沖縄県に至るまで、広域的に調査を実施した。 以下、地方別に区分して、調査結果について報告する。



【出典】政策研究院シンポジウム(平成19年3月6日)における内閣官房による発表資料

北海道地方

1.北海道地方の概要

(知的財産の活用状況)

北海道における知的財産の状況は、北海道全体(2004年)で、特許出願 1,164件、実用新案 149件、意匠 204件、商標 1,741件という状況であり、特許出願が少ない点が特徴になっている。

特許等出願件数(2004)				
		全 道	全国比	
特	許	1,164	0.28%	
実用	用新案 149		1.87%	
意	匠	204	0.50%	
商	標	1,741	1.35%	
計		3,258	0.54%	

【出典】政策研究院シンポジウム(平成19年3月6日)における北海道庁の発表資料

(北海道知的財産本部)

北海道地方の知的財産戦略本部は、経済産業局と北海道との共同で、平成17年7月に設置された。道内の関連機関が、以下の7つの取組方針に基づいて、中小企業等のニーズに対応した知的財産に関する効果的な支援を実施し、知的財産に関する意識の向上や適切な活用の促進を図るなど、知的財産の創造・保護・活用からなる「知的創造サイクル」の加速化をサポートしている。

(取組方針)

- (1) 大学、企業等における知的財産の創造の推進
- (2) 模倣品・海賊版に対する啓発、取締強化等知的財産の保護
- (3) 中小・ベンチャー企業に対する支援等知的財産の活用
- (4) 知的財産を活用した地域ブランドの確立
- (5) 知的財産に関する支援機関・人材のネットワーク化
- (6) 知的財産に関する相談体制の強化
- (7) 知的財産関連人材の育成及び制度等の普及啓発

【出典】政策研究院シンポジウム(平成19年3月6日)における北海道庁の発表資料

2. 都道府県による事例 - 北海道 -

(知財政策の取組状況)

北海道庁の知財政策への取組は、図のとおりであるが、大学・公設試への支援策に有益な施策として、以下の3つの視点を紹介する。

知的財産グループの設置(2005.4)

通常、都道府県において、知財担当者は非常に少なく、「知財担当者数:1名」というところも多い。それに対して、知的財産グループの場合には、複数の担当者が知的財産に関する業務を担当することが可能となり、大学・公設試へのより適切な対応が可能となる。

北海道知的財産推進本部の共同設置(2005.3)

経済産業局と北海道が連携することにより、国の施策と地方の施策との関係も調整が可能となるため、大学・公設試への対応を含め、より適切な知財政策の実現が可能となる。

道立試験研究機関職員の研修

知的財産に関する研修は、広い範囲の学問領域に及ぶものであるため、研修内容については、研修を受講する者の業務内容に応じて、最も適した内容の研修が提供されることが望ましいと考えられる。その意味で、公設試の職員に対する研修を行うことは、公設試への施策として有益であると考えられる。



道のとりくみ

知的財産グループの設置(2005.4)

北海道知的財産推進本部の設置(2005.3)

弁理士会との協力協定の締結(2005.7)

地域ブランドの取り組み

北海道知的財産活用システムの開設(2006.4)

知財マネジメント研修の実施

知的財産タウンセミナーの開催

道立試験研究機関職員の研修

詳細別紙

【出典】政策研究院シンポジウム(平成19年3月6日)における北海道庁の発表資料

(地域の知的財産推進計画について)

北海道では、平成16年6月に北海道知的財産戦略推進方策が策定されて、 競争力のある中小企業の育成、 安全・安心な農林水産物の供給とブランド化、 道立試験研究機関の効果的な活用が3本柱となっている。

大学、公設試への支援策という観点からみると、下図に示される具体的な取組方策が 提示されている。



具体の取組方策

出願手続の迅速化 職務発明等認定手続の専門化の要否 出願・維持費用の確保 研究員へのインセンティブの確保 実施補償金の上限撤廃 リエゾン(橋渡し)機能の強化 TLOなどの外部機能の活用 権利取得や放棄、譲渡などの取扱基準の策定 出願から権利の維持まで管理の一元化 研究職員に対する知的財産研修の充実 札幌医科大学における知的財産戦略の構築

【出典】政策研究院シンポジウム(平成19年3月6日)における北海道庁の発表資料

大学・公設試への支援策の事例としては、次の3つの構想が検討されており、いずれ も、道内の産官学連携事業として重要な施策であると考えられる。

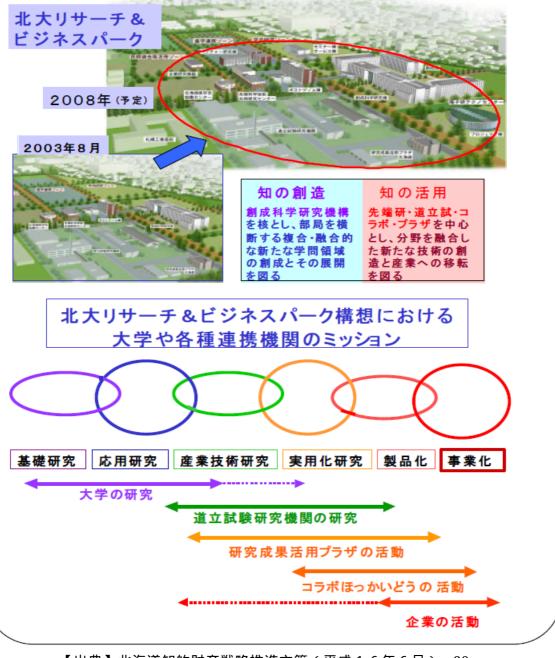
【参考】

道内の産学官連携事業 (構想) ①

● 北大リサーチ&ビジネスパーク構想

多くの研究機関等が集積する北大北キャンパス周辺エリアに研究開発(知の 創造)から事業化(知の活用)までの一貫したシステムを産学官の連携によっ て構築し、良好な研究環境とビジネス環境の下で、先端的な研究開発を促進し、 大学等がもつ知的資源を活用した新産業の創出によって北海道経済の活性化 を図ろうとする取組み。

また、この北大北キャンパスでの取組をモデルとしてリサーチ&ビジネスパーク構想を全道に展開することとしている。



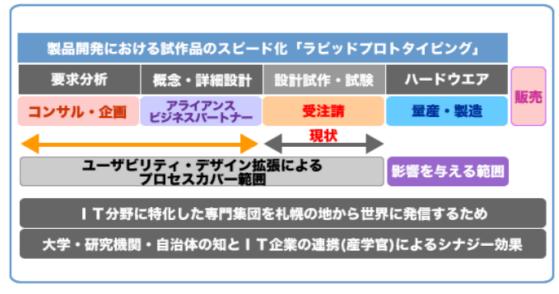
【出典】北海道知的財産戦略推進方策(平成16年6月)p.20

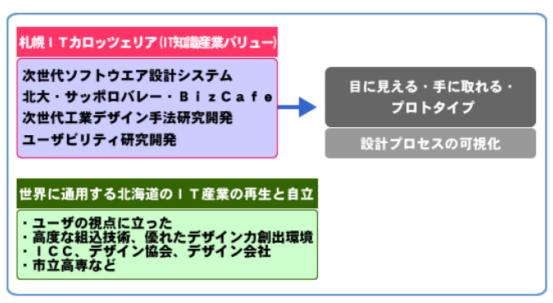
【参考】

道内の産学官連携事業(構想)②

● 知的クラスター創成事業(札幌 I Tカロッツェリア)

大学等の研究機関の能力が最大限に発揮され、その研究成果が地域の産業と有機的に結びつき、競争的環境の下に、連鎖的に技術革新と新産業の創造を誘発するシステムを構築するため、ソフトウエア技術とデザイン技術を融合し、プロトタイプ開発サイクルを短縮するとともに、同類多種製造モデルを構築し、IT家電、福祉・医療用機器等の開発につなげ、事業化・実用化の推進を図る「札幌ITカロッツェリアの創成」構想を平成14年度から5年間、札幌地域において展開している。





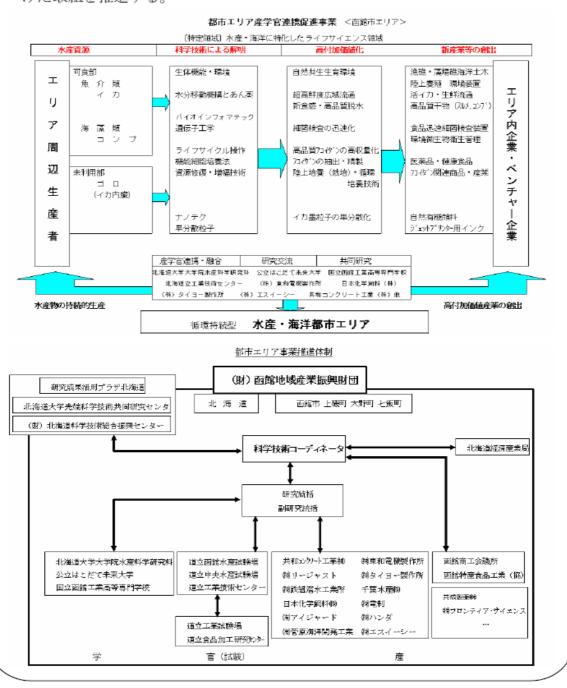
【出典】北海道知的財産戦略推進方策(平成16年6月)p.21

【参考】

道内の産学官連携事業(構想)③

● 都市エリア産学官連携促進事業 (函館エリア)

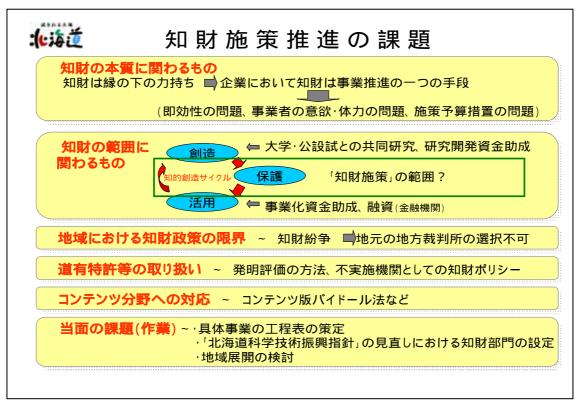
都市エリアに着目し、大学等の「知恵」を活用し新技術シーズを生み出し、 新規事業等の創出、研究開発型の地域産業の育成等を目指す事業。本道では函 館エリアにおいてガゴメ(コンブ)のライフサイクル操作やイカの品質保持技 術の開発、高品質乾燥製品の開発、イカ墨色素粒子分離精製技術の開発、迅速 細菌検査装置の開発を目指し、平成15年度から3年間で事業化・実用化に向 けた取組を推進する。



【出典】北海道知的財産戦略推進方策(平成16年6月)p.22

(今後の課題)

北海道では特許出願が少ないという特徴がある。その課題を解決するためには、大学・公設試を含めた産官学の連携が重要である。産官学連携事業に関する前記構想も、有益な施策であると考えられる。



【出典】政策研究院シンポジウム(平成19年3月6日)における北海道庁の発表資料

東北地方

1. 東北地方の概要

(知的財産の現状)

特許出願は多いが、その活用が低調。知的財産の活用に関する意識が希薄であることや、東京等、東北地方以外に技術が流出(移転)されることが原因ではないかと考えられる。

東北地域の知的財産権の現状

〇知的財産活動が低調

- 特許出願 3,996件(全国比0.8%/2003年)
 [出願人ペース 平成15年 東北局調べ]
 1位一宮城県内1,838件、2位一山形県内705件
- 〇中小企業、個人の出願比率が高い
 - ・特許出願人(法人641、個人748/2003年)
 - → 100件以上の出願人は、4者
 - <u>→ 上位10社で、約37%占める。</u>
 - → 5件未満の出願人は、約90%

【出典】東北地域知財戦略推進計画(平成18年3月)p.19

(東北知的財産戦略本部)

東北地域知財産略本部は、東北地域における知的財産の創造・保護・活用による地域経済活性化を目指すために、平成17年7月8日に設置された。 その後、平成18年3月には、東北地域知的財産戦略推進計画が策定されている。

東北地域知的財産戦略推進計画知的創造サイクルの確立を基本戦略としているが、東北域内でサイクルを確立することが強調されており、技術移転については「域内への移転」を重視している。また、知財政策の方向性として、地域クラスター等との連携も強調されており、「域内」を重視する視点が伺われる。

東北地域知財戦略推進計画の方向性 基本戦略 ・東北域内での知的創造サイクルの確立 ・知的財産意識の啓発 → 広報活動強化 ・知的財産人材の確保 → 企業OBの活用 ・関連施策との連携(地域クラスター等) ・東北域内関係機関との協調・連携 ①意識向上策 企業経営者の意識改革、意識啓発 ②活用促進策 知的財産情報の有効活用のためのセミナー等の実施 ③創造•保護促進策 質の高い知的財産の創造 4)知的財産支援基盤整備策 支援基盤整備(事業連携 の拡充) 東北地域知財本部事業 ※知的財産を経営戦略に位置づけ、活用 することにより、産業の活性化を図る。

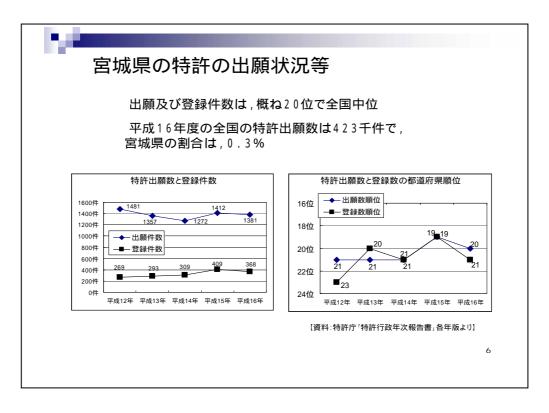
【出典】政策研究院シンポジウム(平成19年3月6日)における宮城県庁の発表資料

2. 都道府県による事例 - 宮城県 -

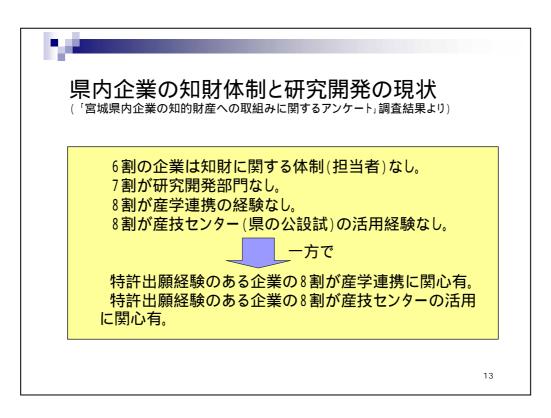
(知的財産の現状)

宮城県の特許出願は、最近の動向を見ると、大きな変動はなく、平成16年で1381 件であった。日本全体では概ね20位であり、全国中位といえる。

県内企業に対するアンケート調査によると、8割の企業が産学連携の経験がなく、同じく8割の企業が産業技術総合センター(宮城県の公設試)の活用経験がないという調査結果がある。



【出典】政策研究院シンポジウム(平成19年3月6日)における宮城県庁の発表資料



【出典】政策研究院シンポジウム(平成19年3月6日)における宮城県庁の発表資料

(知財政策への取り組み)

平成18年3月に、宮城県知的財産活用推進本部を設置して以降、同年4月に新産業振興課に知的財産担当職員を配置し、知財政策を積極的に推進している。

情報提供に力を入れており、平成18年6月より、県内の知財支援機関における情報交換会を開催したり、同年9月には、県内の知的財産支援のためのWebSiteを開設し、広く情報提供を行っている。また、知財の活用支援の一環として、平成19年2月に「みやぎビジネス市」を地方公共団体としては全国ではじめて開催するなど、県内企業・公設試等が保有する特許の有効活用を支援している。

宮城県の知財支援の取り組み状況					
時 期	取り組み内容				
H18.3.20	宮城県知的財産活用推進本部設置 ・第1回本部会議開催本部会議において「みやぎ知的財産活用推進方策」決定				
H18.3.30	産業技術総合センター内に工業系知的財産センターを設置				
H18.4.1	新産業振興課に知的財産担当職員を配置				
H18.6.16	宮城県内 知財支援機関情報交換会 の開催(18機関)				
H18.6.26	日本弁理士会と知的財産活用に関する協力協定締結				
H18.7.20·21	米国知財弁護士とのミーティング(県内企業4社)				
H18.9.22	宮城県の知的財産支援のWeb Site を <mark>開設</mark>				
H18.10.17~	企業における知財戦略・ブランド戦略セミナー開催(全7回)				
H19.2.15	みやぎ特許ビジネス市開催				

9年3月6日)における宮城県庁の発表資料

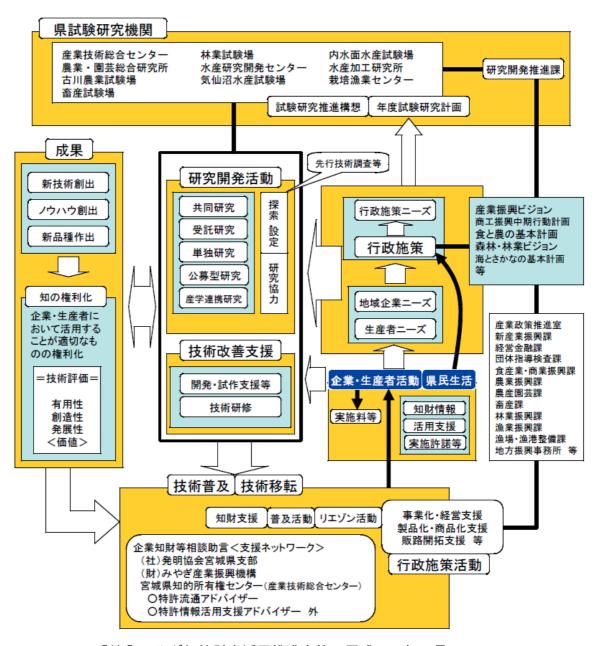
(地域の知的財産推進計画について)

平成18年3月に、宮城県知的財産活用推進本部が設置され、同月に開催された第1回本部会議において、「みやぎ知的財産活用推進方策」が決定された。

産学官連携の観点については、「産学官の共同研究の推進のため、知的クラスター創生事業、 地域新生コンソーシアム研究開発事業などの産学官連携プロジェクト研究を促進すること が指摘されている。また、これらは地域の産業集積に有益な施策といえる。

県内に事業所を有する企業が県内の大学等と共同で新製品、新技術の開発を行う際、その 研究費の助成を行うことが指摘されている。このように、地域の産業集積に有益な施策と

◎行政施策と試験研究機関の取組み



【注】みやぎ知的財産活用推進方策(平成18年3月)p.65

関東地方

1.関東地方の概要

(知的財産の活用状況)

知的財産に関する状況としては、東京を中心とする首都圏には研究機関が集中し、また、 知財人材も豊富に存在している。したがって、知的財産の保護環境が整っているといえ るが、特に中小企業においては、戦略的な知財活用が、まだ不十分な状況にある。

(知財政策の取組状況)

これまでの知財政策の取組状況としては、 各種セミナーの開催、 特許流通促進の技術展示フェア、 中小企業の知的財産戦略策定支援などがあげられる。

各種セミナーの開催については、多様なニーズに即して異なるセミナーを開催しており、 大学等への支援策という観点では、「研究機関向けセミナーの開催」があげられる。具体 的には、公設試の研究開発担当者、大学の知的財産担当者、研究機関の責任者に向けた セミナーが行われており、参加者の評価も高い。

(知的財産戦略本部について)

平成17年5月に、広域関東圏知的財産戦略本部が設置され、これまでに本部会合、知的財産戦略推進検討WG、担当者会議などが開催されている。

(知的財産推進計画について)

平成18年4月に、広域関東圏知的財産戦略推進計画が策定され、 自治体・公的支援機関との緊密な連携、 地域の実態・取組に即した事業展開、 地域・企業ニーズに迅速的に答える専門家の派遣などが、ポイントとして示されている。

大学等への支援策としては、本部会合の本部員に大学関係者を加えることにより、大学 の視点を推進計画に反映できるよう配慮している。

(今後の課題)

今後の課題としては、首都圏の強みを活かした事業や中小企業の知財戦略支援事業が重要である。

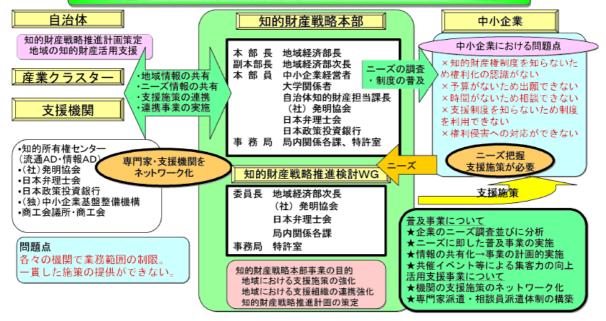
大学等への支援策としては、大学保有の知的財産を活用したベンチャー創出支援があげられる。具体的には、ベンチャー操業のための大学ネットワーク会議と研究成果発表の 開催が検討されている。

別紙1

広域関東圏知的財産戦略推進計画

- 〇 「知的財産デバイド」の解消のため、関係機関との連携並びに情報共有を進め、よりニーズに即した事 業の実施体制を構築し、中小企業への知的財産の制度の普及を促進する。 〇自治体や産業クラスターなどの支援機関との連携により、企業の知的財産の戦略的な活用を支援する。
- 〇優れた支援人材・機関のストックが重要なことから、連携による人的支援体制を強化する。

中小企業と地域の支援機関、支援施策、支援人材との結節点として機能



【出典】広域関東圏知的財産戦略推進計画(平成18年4月)別紙1

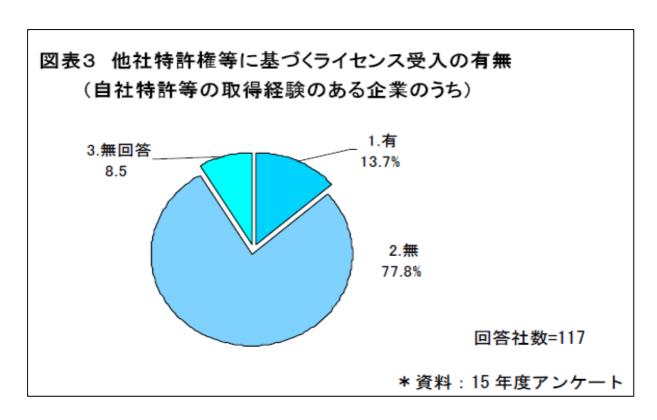
2. 都道府県による事例

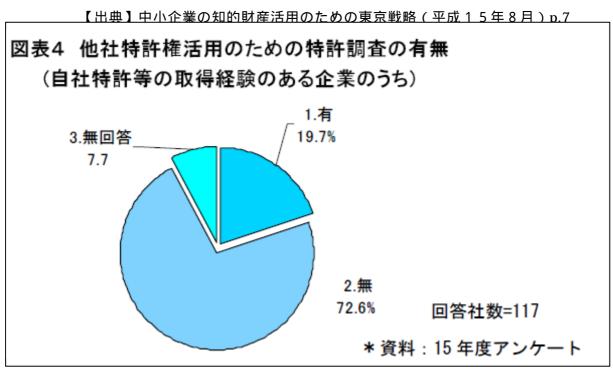
- 東京都 -

(知的財産の活用状況)

東京都は、研究機関が集中し、知財人材も多く、特許出願件数が多い点に特徴があるが、 中小企業では、特許の取得経験のある企業はわずかであり、多くの中小企業は、知的財 産権に関する経験が乏しいという状況。

また、中小企業においては、技術移転によって他社や大学等の技術を導入するという発 送と手法は、まだ十分に定着していない。





【出典】中小企業の知的財産活用のための東京戦略(平成15年8月)p.8

(知財政策の取組状況)

東京都では、平成15年を知財元年と位置付け、同年4月、「東京都知的財産総合センター」を設立した。これまで、知的財産に関して、 相談事業、 普及啓発事業、 助成

事業に取り組んでおり、利用者も多い。

(知的財産戦略本部について)

平成15年4月に、東京都知的財産活用本部が設置され、産業労働局長を本部長とし、 都の専門委員2名などを加えた会議体として、基本戦略の策定と支援施策の策定を行っ ている。

(知的財産推進計画について)

平成15年8月に「中小企業の知的財産活用のための東京戦略」が策定された。 知的財産戦略の重要性を知る、 自社にしかない知的財産を創る、 競争有意を確立することが説明されている。

大学等への支援策の観点については、全国 T L O交流会の開催について明記されている 他、産学公連携成長企業発掘支援事業として、企業との共同開発研究を希望する大学等 の開発テーマを公募し、その技術を大学から移転することにより、企業の事業化成功事 例をつくり出すモデル事業に対し、助成金等の支援を行うことが記載されている。

(今後の課題)

中小企業において、知的財産権に関する経験を有し、自社の知財戦略の企画を担うことが課題となっている。

中小企業において、技術移転によって他社や大学等の技術を導入するという発送と手法を定着させることが課題となっている。

< 全学公連携によって次代の技術開発を実施している事例①>

YS 社は、1987年の設立当初より一貫して、精密機械部品、半導体部品、電子部品など幅広い分野の機械部品を対象に各種表面処理のほか、超耐食性と表面改質を目的にマイナス温度で鉄などの金属素材にセラミックス層を析出させる複合防錆表面処理「レイデント加工」を行ってきた。

YS 社が、大学との共同研究開発に取り組むことになるきっかけは、ある懇親会席上で出会った大学教授に研究室の見学を願い出、快諾をいただいたところから始まった。その後、代表者は、日頃から経営の現状打破のため、自社技術のステップアップを思案していたこともあり、社内の理解のもと一念発起し、大学院博士後期課程に入学を果たした。

入学後、超臨界状態をテーマとした講演聴講がきっかけとなり、「超臨界状態における電気化学反応」という研究テーマを見つけ出した。すぐに、超臨界状態におけるめっき(電気化学反応)について世界中の論文や特許の有無の検索を行い、前例がないことを確認し、研究テーマを決定した。また、このテーマで経済産業省関連の研究開発委託に応募した結果、採択に至った。

その後、開発に不断の努力を重ね、超臨界流体技術とめっき技術の融合により、省エネ型めっき法である超臨界ナノプレイティング装置を開発し、特許を取得している。YS 社では、めっき工程(脱脂〜洗浄〜めっき反応〜乾燥)のワンストップ化の実現へ向けて、大学と連携することで、技術応用型めっき企業として脱皮を図っていこうとしている。

【出典】中小企業の知的財産活用のための東京戦略(平成15年8月)p.54

< 産学公連携によって次代の技術開発を実施している事例②>

1970 年代に創業した YN 社は、当初は金型製造業を営んでいたが、1980 年代後半の円高を契機に加工技術の革新を図る必要を痛感し、当時未知の分野であったウォータージェットによる加工技術の開発に取り組んだ。現在では、ウォータージェット加工については他者の追随を許さない高度な加工を行っており、現在もこの技術をさらに高度化する技術の開発を重ねている。

現在は、ウォータージェットの次の技術として、産学公連携によってアルミ角管等の曲げ加工に取り組んでいる。

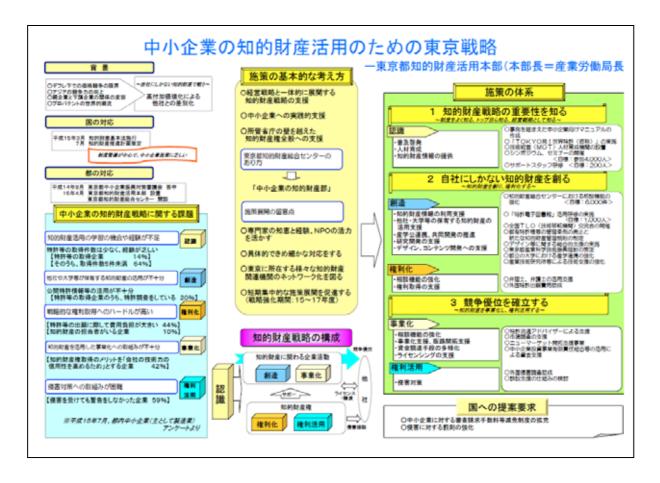
きっかけは、ウォータージェット受託加工のなかで、アルミ板から曲線の棒を切り 出すという注文が舞い込んだことである。従来のアルミの曲げ加工では、曲げ部分に しわやひび割れが出たりしていた。そこで YN 社は、新しい方法で、既存のアルミ材 をしわやひび割れなしに曲げることができれば、加工の生産性が飛躍的に上がると考 えた。

その方法を模索していたところ、ある大学教授の論文に出会った。その後、東京都の補助金を得て大学との共同研究が始まった。この助成事業を受けられたことは、単に資金の問題だけでなく、一定の審査を通って評価されたということで企業の自信となるとともに、大学側の信用を獲得し、共同開発を円滑に進めることに役立ったという。

大学との共同研究との結果、大学の理論の裏付けを得て、アルミ角パイプ等についてしわを出さずに曲げるという画期的な技術が誕生した。この技術に対しては多方面から問合せが殺到しているという。

現在の課題としては、多様な素材や寸法に対応できるための研究開発である。YN 社は現在のウォータージェットの技術が順調なうちに次の開発を行うという「5年後 を見据えた開発」を行っており、産学公連携はそのための重要な戦略となっている。

【出典】中小企業の知的財産活用のための東京戦略(平成 1 5 年 8 月)p.55



【出典】中小企業の知的財産活用のための東京戦略(平成15年8月)冒頭の資料

中部地方

1.中部地方における概要

(知的財産の活用状況)

知的財産を巡る状況としては、製造業を中心に活力ある産業集積と優れた技術力に基づき、知的財産の創出が進められている。ただし、大企業に比べ、人材面などの課題による中小企業の取組の遅れが指摘されている。今後は、産学連携に向けた取組に期待が寄せられている。

(知財政策の取組状況)

地位の様々なニーズにより的確に対応するため、商工会議所との共催による「草の根的 知財セミナー」の実施や幅広いテーマによる「中部知財フォーラム」の開催など、知財 の啓蒙に向けた取り国に積極的に取り組んでいる。

大学への支援策としては、知財管理体制を支援する「大学向け知財講座」が開催されている。また、産業クラスター計画において、産学官のネットワークを構築し、新産業・新事業の創出を促進するプロジェクトが推進されている。

(知的財産戦略本部について)

平成17年9月に、中部知的財産戦略本部が設置され、民間から本部長を迎えて産業界 主体で構成している。

大学等への支援策としては、戦略検討委員会の座長に大学関係者を加えることにより、 大学の視点を推進計画に反映できるよう配慮している。

(知的財産推進計画について)

中部知的財産戦略本部において、これまでに4回の審議を経て、「中部知的財産戦略推進計画」を策定した。中小企業の支援、産学連携の促進、知財マインドの向上などを基本 戦略として掲げている。

大学等への支援策としては、「大学向け知財講座」の他、産学連携シーズマップを作成し、 地域の大学や試験研究機関の保有する研究成果について企業が製品開発の視点から活用 できるような技術シーズ集として利用することにより、大学等の知的財産を活用するこ とが記載されている。また、戦略検討委員会本部会合の本部員に大学関係者を加えるこ とにより、大学の視点を推進計画に反映できるよう配慮している。

(今後の課題)

今後の課題としては、地域全体に、知的財産に関する啓蒙が遅れているので、特に企業向けに、知財の普及・啓発を行うことが必要である。

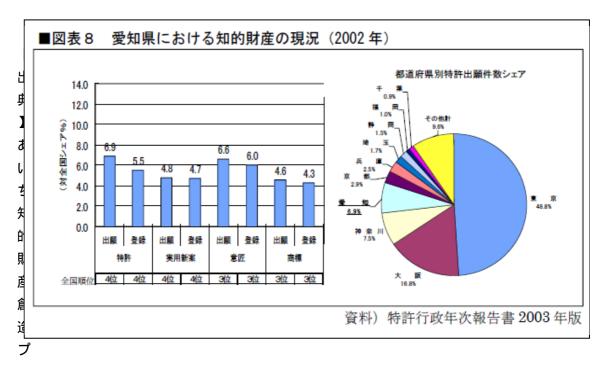
大学等への支援策としては、今後、産学連携に向けた取組に期待が寄せられている。

2. 都道府県における事例 - 愛知県 -

(知的財産の活用状況)

愛知県の特許出願件数は全国3位であるが、産業規模に比較すると、知的財産への取り組みは弱いといえる。製造品出荷額は全国シェア13%であるのに対して、特許出願件数は全国シェア7.8%、登録特許は全国シェア7.3%である。

大学等における知的財産の取り組みについては、その権利化、及び、活用・事業化に関する機能の整備が進められてきている。その一つに中部TLOがあるが、その実施許諾件数は26件(全国10位、全国シェア4.4%)であり、地域の産業集積、研究集に比べ、決して十分とはいえない状況にある。



ラン(平成16年3月)p.9

(知財政策の取組状況)

愛知県県庁では、平成15年4月より、6名の知財グループ(内、1名はデザイン)が設置され、県の知財施策を複数の担当者で実施できる体制を整備している。平成15年末には報告書(知財)が策定され、平成16年度より施策が実施されている。平成17年度からは、県有知的財産の窓口を一元化している。

大学への支援策としては、愛・地球博の跡地に、「知の拠点」として科学技術交流センター(仮称)を設置し、研究テーマの探索から成果の事業化まで、産学行政が一貫して連携・取り組むことを検討している。

また、平成5年度策定の「科学技術交流センター計画」の策定を踏まえて、平成6年度に、産官学の協力で(財)科学技術交流財団が設置され、「知の拠点」構想(愛知万博の跡地)として、「知の拠点」基本計画の策定が進められている。その中で、「産学連携による相乗効果」が強調されている。

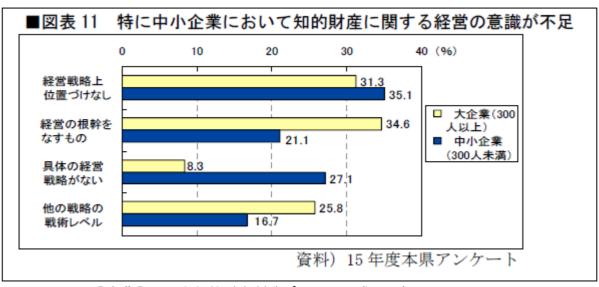
(知的財産戦略本部について)

地域の産・学・行政の有識者からなる「愛知県知的財産戦略会議」を平成 15 年 6 月に設置し、 同会議 WG による詳細かつ専門的な検討も実施しながら、知的財産立県に向けた指針・行動計画となる「あいち知的財産創造プラン」を平成 1 6 年 3 月に策定した。

(今後の課題)

大学等への施策としては、以下の6つの観点が盛り込まれている。

- 1.知的財産本部などの知的財産管理機能の強化
- 2.研究者への社会貢献認識の啓発と業績評価における知的財産の重視
- 3.大学発ベンチャーの促進
- 4. 学生や研究者への知的財産教育の充実
- 5.研究者や知的財産関連人材の産業界との交流促進
- 6. 社会人向けの高度な知的財産教育の充実



【出典】あいち知的財産創造プラン(平成16年3月)p.11

■図表 17 当地域の主な産学行政の共同プロジェクト

●愛知県・名古屋市地域結集型共同研究事業

参加機関:名古屋大学、豊橋技術科学大学、トヨタ自動車㈱、㈱INAX、日本ガ

イシ㈱、愛知県、名古屋市

研究内容:循環型環境都市構築のための基盤技術開発

●愛知・名古屋地域知的クラスター創成事業

参加機関:名古屋大学、名古屋工業大学を中心とした産学行政共同研究

研究内容:自律型ナノ製造装置の開発

●豊橋都市エリア産学官連携事業

参加機関: 豊橋技術科学大学、本多電子㈱、愛知県、豊橋市等

研究内容:スマートセンシングシステムの開発

【出典】あいち知的財産創造プラン(平成16年3月)p.17

★学発ベンチャー企業数(平成15年3月)

大 学 名	会社数
名古屋大学	9
豊橋技術科学大学	8
名古屋市立大学、中部大学、	
藤田保健衛生大学(※) 各 2	6
名古屋工業大学(※)、愛知医科大学、愛知産業大	
学、名城大学 各1	4
合 計	2 7

全国531社

資料) 大学発ベンチャー基礎調査 (経済産業省)

【出典】あいち知的財産創造プラン(平成16年3月)p.48

近畿地方

1.近畿地方の概要

(知的財産の活用状況)

近畿では、大学等における優れた技術シーズ(開放特許)の蓄積があるという長所に対して、中小零細企業の比重が大きいため知財デバイドが存在していること、アジア諸国との深い経済関係が模倣被害拡大を招来しているという短所がある。

近畿地域の出願件数の全国シェア(平成 16 年)は、特許 22.7%、実用新案 19.0%、意 匠 33.3%、商標 20.9%。

(知財政策の取組状況)

近畿知財戦略本部が推進する6つのアクション・プランを実施している。

●近畿知財戦略本部が推進する6つのアクション・プラン

人材の育成	中小・ベンチャー企業による知財活用のレベルアップを図るため、知財に対する企業の 認識レベル等に応じたセミナー・研修会を開催します。
情報提供体制の構築	中小・ベンチャー企業による知財関係支援策の活用を促進するため、ホームベージ、メールマガジン、施策バンフレットを作成します。また、知財戦略の構築・実践を支援するため、資金調達を含めた知財活用成功事例集を作成します。
企業間交流の促進	相互の情報交換を通じて、知財戦略のレベルアップを図るため、中小・ベンチャー企業 の知財担当者に対し、交流の場を提供します。
技術シーズの流通促進	近畿地域に集積する企業や大学等の研究機関が創造する技術シーズの中小・ベンチャー企業への移転を促進するため、特許流通フェアを開催します。
知財戦略策定への支援 等	知的財産の専門家等を企業に派遣し、個別の中小・ベンチャー企業の知財戦略策定を 支援します。
支援活動の一体化	自治体や知財関係支援機関・人材相互の情報交換、連絡体制を構築するため、関係機関連絡会議を開催します。また、権利取得後の商品化、販路開拓、資金調達等を含め、総合的な支援が行える体制を整備するため、知財分野以外の中小・ベンチャー企業支援機関等とのネットワーク化を図ります。

【出典】近畿経済産業局のホームページより引用

大学等への支援としては、近畿地域に集積する大学等の研究機関が創造する技術シーズの中小・ベンチャー企業への移転を促進するため、特許流通フェアを開催している。また、知財ビジネスマッチングフェアを開催し、特許流通のみならず、知的財産に基づき

新たなビジネスを展開する企業の販路開拓等も支援している。

(知的財産推進計画について)

外部有識者等で構成する「近畿知財戦略本部」を平成17年5月に設置した。同本部は、 地域の現状と課題を踏まえつつ「近畿知財戦略推進計画」を策定し、 近畿地域の中小・ ベンチャー企業の知的財産に対する意識の向上、 近畿地域の自治体、知財関係支援機 関・人材等と連携した効率的なサポート体制の構築、 近畿地域の大企業・大学等の技 術シーズ等の「強み」を最大限に活用できる仕組みづくり等に取り組んでいる。

「近畿知財戦略推進計画」に記載された事業は固定的なものではなく、適宜、実施状況 を検証し、毎年度末に計画の改訂を行うこととしている。競争力のある技術・ブランド 創出と活用に向けた、地域資源の連携強化と人材育成の推進を目標にかかげている。

2. 都道府県による事例 - 京都府 -

(地域の特徴)

京都府に根付いている歴史の古い伝統的産業がある点、40強の大学が府内に存在していること、ベンチャー企業から大きくなった企業が存在している点などが地域の特徴として挙げられる。伝統的産業は構造的不況に直面しており、地域経済活性のためにも不況脱却の糸口を見出すことが望まれる。地域内の大学については、より活発な連携をすることが求められている。ベンチャーが大きくなった例としては、堀場製作所やローム等、数多くの企業が挙げられる。

(知財政策の取組状況)

京都産業の構造は、電子・情報機器関連産業が経済の牽引役となり、将来展望が見られる一方で、構造不況型産業の比重が高いため、地域全体としてはまだ厳しい見通しを府が有している。そこで、産学公連携の推進により、新産業創出、中小企業の創業支援などを推進することを企図している。平成17年度の「産学公連携の推進による新産業の創生プラン」では、京都府産業支援センターの充実・強化を通じ、起業の誘発、京都ブランドの育成等を目標として定めている。

京都府では、経営支援を行う財団法人京都産業 2 1 と、技術支援を行う京都府中小企業技術センターが改組された。京都府の中小企業技術センターは、計測技術が強みとなっている。

研究開発助成として、資金の使い勝手の良さを資金助成制度を設けた点が挙げられる。この制度は平成 15 年度~17 年度にかけて実施されたものであり、研究開発を行う企業を対象とした。従来であれば資金の費目間流用などがしにくいが、当該ルールを緩やかにした上で、毎年 3000 万円 * 3 年の補助金である。

平成 16 年 12 月に、府内のものづくり系ベンチャー企業を育成・支援するため、「京都企業創造ファンド(地域ものづくり産業育成ファンド)」が設立した。予算規模は 23 億円である。投資対象としては、創業間もない府内ものづくり系ベンチャー(1 社 1 億を限度)を重点分野としている。

京都産業21の行う産学公連携研究開発資金支援事業では、3年間で1億円の支援を行っている。京都府の製造業を中心とする中小企業に限定しているが、3年間でシームレス・ハンズオン体制での支援を行う。

(成功事例)

京都府の公設試の持つ技術の移転事例として、ファーマフーズ社がある。ファーマフーズ社は、現在市販されているチョコレートに含まれるGABAという成分を大量生産する技術を有する企業である。本技術開発は、京都の公設試の保有していた乳酸菌の移転を受けたことに始まる。この乳酸菌は、元々GABAを比較的多く精製するという特徴をもっていたが、GABAを大量に精製するための諸条件をファーマフーズ社が突き止め、大量生産技術を確立した。また、GABAの持つ生理学的機能を把握するため、大学と共同研究を行い、リラックス効果があることなどを突き止めた。ファーマフーズ社の製造するGABA成分は、食品企業へと販売されている。諸企業ファーマフーズ社は、平成18年6月にマザーズへ株式上場を果した。

産学公連携研究開発資金支援事業では、クレディアJAPAN社に支援を行っている。 同社は人工機能核酸を利用した診断チップ開発をする企業である。支援を必要とする タイミングで公募があり、ラボスペースでの実験に成功、試作品を完成することがで きた。

中国地方

1.中国地方の概要

(知的財産の活用状況)

中国地方においては、全国比約6%の経済規模に対して、出願件数は1.9%であり、 知的財産の創出が少ない。また、中国地方の弁理士数は約40名であり、全国比0.6%。 知財に関する人材の不足が課題になっている。

他方、鳥取県では、知的財産に関する条例を制定(18年4月)し、島根県では、知的財産総合支援センターを設置(18年4月)など、自治体の取組が進み始めてきている。

(知財政策の取組状況)

中国地域知的財産戦略本部は、平成17年9月に設置され、平成18年4月に中国地域知的財産推進行動計画が策定された。これまでに本部会合を3回、WGを4回、開催し、中国地域の知財政策について検討している。

これまでの知財政策の取組としては、中国地域知的財産戦略本部により、知財セミナー、 シンポジウムなどを積極的に実施し、知財マインドの醸成を図ってきた。

大学への支援策としては、中国地域知的財産推進行動計画において、具体的な対応策として、以下の施策が示されている。

- ・ 大学等と企業との相互理解のための懇談会の開催
- ・ 技術移転体制強化のための勉強会の開催
- ・ 技術移転体制のあり方に係る調査の実施
- ・ 技術移転フェアの開催

中小・ベンチャー企業特許出願比較〈	〈2004 年実績〉
-------------------	------------

都道府県	中小企	業数	特許出願中小企業数			減免制度活用中小企業数			
	企業数	全国比率	企業数	出願件数	企業比率	全国比	企業数	利用率	全国比
鳥取	22, 000	0. 47%	34	101	0. 15%	0. 21%	0	0.00%	0.00%
島根	31, 000	0. 66%	66	116	0. 21%	0. 41%	1	1. 52%	0. 51%
岡山	66, 000	1. 41%	218	753	0. 33%	1. 36%	3	1. 38%	1. 52%
広 島	105, 000	2. 24%	369	1, 171	0. 35%	2. 31%	4	1. 08%	2. 03%
ЩП	54, 000	1. 15%	130	292	0. 24%	0. 81%	1	0. 77%	0. 51%
中国地域合計	278, 000	5. 93%	817	2, 433	0. 29%	5. 11%	9	1. 10%	4. 57%
全 国	4, 690, 000		16, 000	46, 000	0. 34%		197	1. 23%	

【出典】中国地域知的財産推進行動計画(平成18年4月)p.3

◆事例 1 ◆ 大学との連携による技術開発で特許を取得し、新事業進出に成功した事例 A 社は、商品管理等に用いられるセキュリティーラベルを製造している会社である。 同社は、そもそも製針業の業界最大手であったが、繊維関連事業の海外シフトを契機として多角化を模索、現在の主力商品であるセキュリティーラベルと出会い、平成 2 年に大学と連携して独自技術を開発し、特許を取得した。同特許を活用したセキュリティーラベルは、官庁において機密文書管理にも使用される等国内シェアの30% を占めるに至っている。また、周辺特許を固めることにより更なる応用展開を図っている。

【出典】中国地域知的財産推進行動計画(平成18年4月)p.3~4

2. 都道府県による事例 - 広島県 -

(地域の特徴)

地域として重厚長大型産業が比較的多くなっている。その一方で大学はバイオや IT の 得意な先生方が集まっている。

(知財政策の取組状況)

中国経済産業局では、平成 14 年度からのマスタープランで、3 つの数値目標を掲げた。 共同研究 1000 件、大学発 VB200 社、予算 3 倍である。結果は共同研究 3600 件、大 学発 VB101 社、予算の伸び 2.2 倍となった。

着実に推移してきたものの、目標到達には至らなかったため、マスタープランの精神を継承しつつ、2009 年度までに、具体的に実施すべきアクションプランを新たに設定した。アクションプランでは、7つの行動の視点に基づき、各主体が具体的にとるべき行動を提示している。その7つとは、「地域プロジェクトに貢献する産学官共同研究実用化の推進」「新たな産業の中核となる大学発ベンチャーの創出・育成と産学共同事業の企業化」「イノベーションを担う人材の育成・誘致」「地域の強みを生む知的創造サイクルの形成」「産と学を結ぶコーディネート機能の強化と定着」「地域を支えるイノベーションへの円滑な資金供給」「産学官連携活動の強力な支援体制の整備」である。

これらの取り組みは、「企業のニーズのくみ上げが不十分」「事業化が大学等研究者の 業績評価にほとんど反映されていない」「大企業は大学の基礎研究に期待、中小企業は 大学の実用化技術や試験・評価技術に期待しているが、連携が不十分」「共同研究の知 財活用時の不実施補償について産学の意識に格差がある」「産側と学側のコーディネー ターの交流が不十分」「起業家精神を持った教員・学生が少ない」「ビジネスプランや 経営戦略を立てる人材の調達が難しい」「研究開発や創業の資金が調達しにくい」「産 学官連携の目指すべき姿・方向が見えない」「コラボレーション会議の連携はまだ十分 でない」といった問題意識から発生している。

広島県では、平成4年に科学技術基本計画を策定した。平成8年度から15年度にかけてはJSTのRSP事業を受託、この成果を基にして、広島TLOがスタートした。平成10年には産業科学研究所を設立した。

産業科学研究所設立は、地域に役立つ技術を育てるために、助成事業を行っている。 企画評価委員会で審査するが、メンバーは大手企業の技術部長、大学・学部長クラス など、総勢 20 名程度である。スキームとしては最初に県外専門家に意見をもらい、 次 に、委員会でプレゼン、投票で助成を決定する方式である。

近年、金融組織との連携を始めつつある。というのは、金融機関は大学へのコネクションがない一方で、融資物件を探しており、情報が集まってくる。そこで、「産学金融

交流会」を用い、交流を進めている。

(成功事例)

成功事例としては、産業科学研究所が助成した佐竹社の「穀粒判別機」や、松田自動車の「ハイテンション鋼のプレス技術」などが挙げられる。いずれも、産業科学研究所が助成を行うことで、技術開発に結びついた。

ハイテン鋼のプレスについては、従来は鋼材が硬いため、一度でプレスできず、10回くらい金型を作り直していた。改良技術として、シミュレーション技術を使い、3回程度で金型を作れるようにした結果、コスト・納期が短縮された。開発者は広島大学の教授であり、元々金属加工の専門家で、かつシミュレーションも詳しい先生である。産業科学研究所の公募でH16年度からスタート、開発成果は、当該分野の既存ソフトの組み込みオプションとして販売できないか、交渉中である。

四国地方

1.四国地方の概要

(知的財産の活用状況)

四国地方においては、地域経済の再生を目指して四国テクノブリッジ計画を推進しているが、特許を肇とする知的財産を活用している企業は一部に過ぎず、当地域の特許出願件数は全国の0.8%と非常に低調であり、中小企業において知的財産の活用が殆ど進んでいない状況になっている。

大学については、四国全体の出願者の上位を大学が占めているという状況にある。また、 知財活用については、各大学が、知財本部、産学連携本部を設置するとともに、平成1 3年2月に設立した四国TLOと密接に連携し、産業界への技術移転、産学連携に努め ている。但し、十分な実績が上げられるまでにはもう少し時間を要する状況にある。

(知財政策の取組状況)

四国地域知的財産戦略本部は、四国地域における中小企業等の知的財産の戦略的活用を 推進するための「知財ネットワークづくり」を基本認識のもとに、知財政策を推進して いる。

大学への支援策としては、対話型特許調査を実施し、大学における研究開発の段階から研究者の要望に応じて知財の専門家を派遣し、先行技術の検索支援等を行うことにより、知財が有用なツールであることについて理解を深め、市場、競合相手を睨んだ戦略的な研究開発を支援し、技術移転を促進している。

(知的財産戦略本部について)

自治体、支援機関、企業、専門家、大学等の協力を得て、平成17年6月10日 に四国 地域知的財産戦略本部を設置し、第1回会合を開催し、四国地域知的財産戦略推進計画 を策定した。また、平成18年10月18日に第2回会合を開催し、四国地域知的財産 戦略推進計画を改訂した。また、ホームページを立ち上げ、情報提供等の支援を積極的 に行っている。(四国地域知的財産戦略本部ホームページ:

http://www.shikoku.meti.go.jp/soshiki/skh b7/tokkyo/9 info/060531/www/index.html)

(知的財産推進計画について)

基本戦略として、以下の4つのアクションプランを推進することとしている。

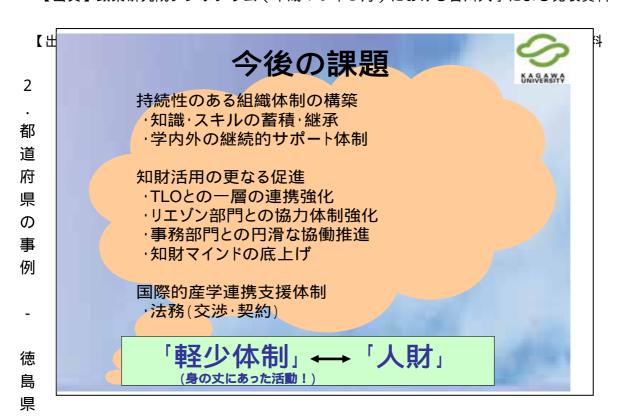
- 1. 広報・意識啓発の涵養(意識啓発、教育支援等による知的創造の基盤づくり)
- 2. 個別相談体制の強化(知的財産の創造、保護などの推進)
- 3. 知財戦略支援の充実(特許流通促進などの知的財産活用)

4. 知財支援組織の連携(産学官の知財支援組織の情報共有や連携促進等)

大学等への支援策としては、対話型特許調査の推進の他、大学など研究機関向け知的財産権セミナーの開催や、大学生等を対象とした教育支援を推進することとされている。



【出典】政策研究院シンポジウム(平成19年3月)における香川大学による発表資料



- 46 -

(知的財産の活用状況)

2005年度における徳島県の産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権、商標権)の 出願及び登録の状況は、出願が998件、登録が582件で、全国順位は出願34位、 登録33位の全国シェアで、出願0.2%、登録0.3%となっている。

公設試については、県立工業技術センターで、8件の特許登録及び10件の特許出願があるが、そのうち5件が実施許諾等により活用されている。県立農林水産総合技術支援センターでは、3件の特許登録及び8件の特許出願を行っており、そのうち3件が実施許諾等により活用されている。

(知財政策の取組状況)

徳島県では、知的財産セミナーの開催、知的財産発明相談事業、知的財産アドバイザー 事業などの知財政策を推進している。

公設試への支援策としては、工業技術センターが新たに実施する受託研究事業において、 有効な知的財産権の取得が見込まれる研究について、公募、審査の上、所用経費の一部 を県が負担することとしている。

徳島県では、発光ダイオード技術の強みを活かして、平成17年12月に、LED バレイ 構想を策定し、その中で、産学連携の重要性について指摘されている。

(知的財産戦略本部について)

徳島県では、平成17年10月の第1回庁内会議から検討を開始し、4回の庁内会議を経て「徳島県知的財産推進指針」が策定された。その際、有識者や各企業からの意見聴衆を行っている。

徳島県知的財産推進指針においては、知的財産の創造、保護、活用の観点から県として 取り組むべき課題を整理した上で、具体的な推進計画を提示している。

公設試に対しては、未利用特許の流通促進についての取り組みの充実を図ることが盛り 込まれている。

九州地方

1. 九州地方の概要

(知的財産の活用状況)

特許出願数及び登録件数は全国比1%程度と非常に少ない。その理由は、民間企業の研究機関の数が少ないことと、進出企業の場合、九州で生まれた発明が東京・大阪の本社から出願されるケースが多いことと考えられる。

(知財政策の取組状況)

これまでの知財政策の取組状況としては、知財セミナーの開催や中小企業へ知財戦略支援事業の実施の他、大学関係では、教育機関向け知財人材育成事業や特許流通支援事業の実施が積極的に推進されている。

知財セミナーの充実により、専門性の高いセミナーへの要望が高まり、また、長崎県内の全工業高校からなる知的財産教育推進委員会が発足されるなど、知財政策の成果が出始めてきている。

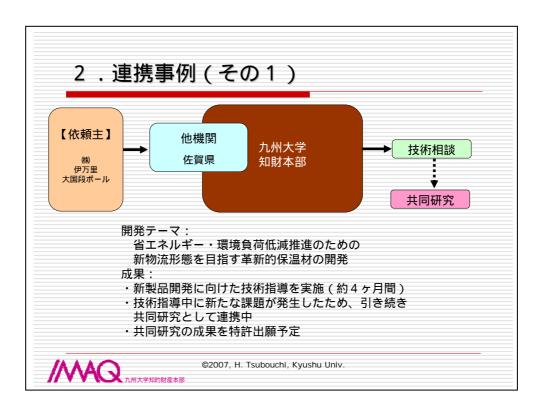
(知的財産戦略本部について)

九州地域の民間企業、大学等が知的財産を戦略的に活用するための環境を整備し、「知財デバイド」の解消に資するため、産学官で構成する「九州知的財産戦略協議会」を2005年6月に設置し、「九州知的財産推進計画」を策定した。

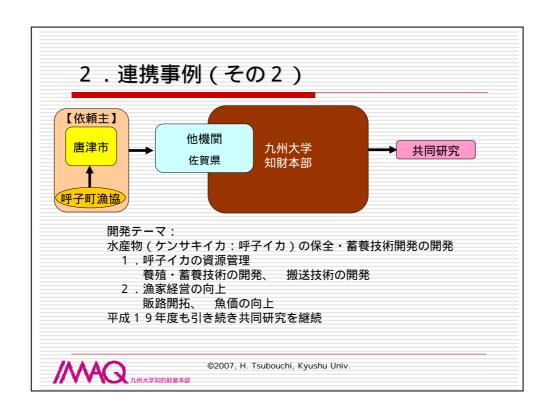
九州知的財産推進計画は毎年見直しが行われ、平成19年3月には、第二期九州知的財産推進計画が策定された。

九州知的財産推進計画においては、知的財産の普及啓発に取り組むと共に、企業における知財戦略経営の普及・定着と知財に関する相談・教育環境の整備を重視することが示されている。

九州知的財産戦略センターは、大学など教育機関からの相談を含め、知的財産に関する相談にワンストップで対応する組織として、全国に先駆けて平成15年11月に開設されている。第二期九州知的財産推進計画では、その機能強化を図ることが示されている。



【出典】政策研究院シンポジウム(平成19年3月)における九州大学による発表資料



【出典】政策研究院シンポジウム(平成19年3月)における九州大学による発表資料

2. 都道府県による事例 - 佐賀県 -

(知財政策の取組状況)

現在の知事が掲げるマニフェスト 49 項目の中で、知の拠点作りを県として進めていく計画を持っている。例として、有田町の県立有田窯業大学校の講義内容を高度化・専門化し、4 年制の学校とすることを検討している。また、県内の公設試験研究機関の高度化を目指し、県内のいわば知的立県的政策を進める予定である。

ただし、県内には4年制の大学が佐賀大学と私立大学の2校しか存在しないため、県内に限らず、近隣の大学等との連携を進めている。現在、早稲田大学と全庁・全学にわたる包括的連携協定を締結し、また九州大学知的財産本部に職員を派遣し、連携を深めている。

高度化を目指している公設試験研究機関は、は有田焼や木工等の地場産業の技術指導所として設立され、設立当初は、研究開発機能を持っていなかった。その後、1950年代頃から、研究開発機能を併せ持つようになり、現在は、横断的・融合的な技術開発が求められる新たな研究分野へ対応するため、10機関(工業系2、農業系5、水産系2、林業系1)が効率的に試験研究に取り組むとともに、大学や企業等との連携を深めながら、研究を行っている。

(知的財産推進計画について)

平成 16 年度に、本庁の商工系の組織と農林水産系の組織を統合し、また、平成 17 年度には、試験研究機関の総合的な企画調整を行うための係を設置し、これまで連携の薄かった各機関の連携を深めるとともに、試験研究機関生み出した知的財産の効率的・効果的な取扱いについても検討を行っている。

(今後の課題)

県内余剰の最大化と知的財産自体の効用の最大化の均衡をどのように図るかを考える必要がある。

沖縄地方

1.沖縄地方の概要

(知的財産の活用状況)

沖縄では、知財人材以前に、企業が全般的に不足している。沖縄の特徴として、横の人間関係が重要視されるため、知財の主張が比較的しにくい。特許で権利を取得したとしても、その権利を利用して競合企業を排除することがなかなか容易ではない。現在、沖縄県全体では年250件程度の特許出願がある。このうち7割は個人出願であり、企業における知財意識は比較的低い。

(知財政策の取組状況)

これまでの知財政策の取組状況としては、 内閣府沖縄部局の持つ予算での沖縄 共同研究事業が挙げられる。

物的な生産基盤が弱く、かつ企業が自ら製品製造まで行いたがる文化がある中で、沖縄県の支援関連予算は、全国から企業を公募する形で、生産基盤を補強しようとする。

(知的財産戦略本部について)

平成17年8月に沖縄地位基地的財産戦略本部が設置される。主要な目的は、知己的財産デバイドを解消することである。

(知的財産推進計画について)

競争力のある技術・ブランド創出と活用に向けた、地域資源の連携強化と人材育成の推進を目標にかかげている。

主として県内の健康食品の強みを生かした支援策を念頭に、食品関連産業への推進が掲げられる。

(今後の課題)

知財に関する意識の低さを解消する必要性がある。また、生産基盤の弱さについては、 県外企業の参入を促すことで対応する事を考えている。

沖縄県の風土は、植物に対して過酷である。それゆえに、沖縄で育つ植物には、抗酸 化物質が多量に含まれており、食品の成分が本州等のそれよりも異なっていることが 知られている。近年になって、健康ブームがまきおこり、沖縄の植物に注目が集まっている。これをどのようにしてブランド化し、産業振興につなげるかが課題となって いる。

島であるために、リサイクル問題は切実であり、喫緊の課題である。早急な解決が産 学連携の中で望まれる。

第3節 考察

(1)都道府県の知財政策に共通する施策

(知財財産に関する普及・啓発)

知的財産に関する普及・啓発に関する施策は、ほとんどの都道府県において、知財政策の 重点施策の一つとして実施されている。特許出願の多い地域(東京都、大阪府)において も、中小企業に対する施策として、知的財産の普及・啓発を推進している。

知的財産の普及・啓発の具体的な方法としては、「知財セミナーの開催」が最も多く、ほとんどの都道府県において実施されている。地域における知財セミナーの内容を分析すると、地域ごとに様々な工夫が見られ、「知識レベル別の企画」、「業種別の企画」、「知的財産の寸劇」など、その地域の参加者のニーズを配慮した企画がなされている。

その他、「県民の発明の日」の設定(愛知県)や、「県民発明制度」の実施(鳥取県)により、地域において知的財産の普及・啓発を図っているところもある。

(知的財産に関する情報提供)

知的財産に関する情報提供は、ほとんどの都道府県において、知財政策の一つとして実施されており、知的財産の利用促進を図っている。

知的財産に関する情報提供の具体的な方法としては、都道府県のホームページを介して情報提供を行う方法が最も多い。情報提供の内容については、各都道府県において異なっており、地域のニーズに配慮した内容になっているが、国の知財政策に関する情報を提供している部分も多い。

情報提供の手段については、インターネットの他、関連機関における情報交換会(宮城県)や関係機関の連絡会議(大阪府)等を開催することによって実施しているところもある。

(2)地域の特性を活かした施策

(外国関連施策について)

東京都、大阪府では、国際的な企業が多いという地域の特性に配慮して、外国出願に関連 した支援策を講じている。例えば、外国特許出願費用の助成、外国侵害調査費用の助成な どがある。最近では、東京都、大阪府以外でも、外国関連の知的財産に関する施策を検討 している都道府県もある。

(模倣対策について)

福岡県、大阪府では、アジア地域との経済的な関係が比較的強いことから、特許製品や登録種苗に対する模倣対策のニーズが高いという特性がある。そこで、輸入された違法農産物に関する情報収集の実施(福岡県)、特許情報センターにおけるアジア関連情報の充実

(大阪府)などにより、模倣対策を積極的に推進しているところもある。

(産業集積について)

宮城県、熊本県では、県外への産業の空洞化が懸念される中、地域の産業集積に資する施策が講じられており、産業集積の推進に知財政策を活かす配慮がなされている。宮城県の産業クラスター事業、熊本県のフォレスト構想などにおいては、産業集積の推進に知財政策を活かす試みがなされている。

(政策強化について)

鳥取県、北海道、愛知県では、知的財産に対する意識が比較的低く、地域の知的財産推進計画の策定だけでは知財政策として不十分であり、更なる政策強化が求められている。 そこで、知的財産に関する条例の施行(鳥取県)、都道府県庁内における知財グループの設置(北海道、愛知県)等により、知財政策の強化を図っている。

(3)国と地方との役割分担

(国の施策の延長)

国が実施している施策に対して、地方自治体が、同様な施策を実施することにより、「国の施策の延長」として、施策の強化を図っているところがある。

(国の施策の補完)

国が実施している施策に関連する範囲で、国の施策が施されていない部分について、地方自治体が施策を実施し、「国の施策の補完」をすることにより、施策の充実を図っているところがある。【例】地域クラスターの周辺施策(宮城県)

(地方独自の施策)

国が実施している施策とは独立して、地方自治体が、地域のニーズを配慮した上で、「地方独自の施策」を実施しているところがある。【例】地域ブランド戦略(岐阜県)

(4)地域の知財政策と大学支援策との関連性

都道府県から地方大学への支援策は、現在、まだ十分に実施されていない状況にある。 しかしながら、ヒアリング調査を行うと、徐々に施策が講じられつつあることがわかる。

知的財産の普及・啓発については、大学向けの知財セミナーの実施(愛知県)や、大学 等に対する対話型特許調査の実施(香川県)などにより、地方大学向け支援策を実施し ているところがある。

知的財産に関する情報提供については、特許情報センター等における大学に向けた知財情報の充実(大阪府)や、大学発の発明を多く盛り込んだ技術シーズ集の作成(愛知県)などにより、地方大学向け支援策を実施しているところがある。

考察 (ヒアリング調査結果)

各地域に共通する施策

·知財啓蒙

【例】県民の発明の日(愛知県)、県民発明制度(鳥取県)、等

·情報提供

【例】支援機関情報交換会(宮城県)、関係機関連絡会議(大阪府)、等

地域の特性を活かした施策

·外国出願 【例】東京都、大阪府

・模倣対策 【例】大阪府(府立特許情報センター・アジアコーナー)

·産業集積【例】宮城県、熊本県

·政策強化 【例】鳥取県(知財条例)、愛知県(知財グループ)

考察 (ヒアリング調査結果)

地方大学への支援策

·知財啓蒙

【例】大学向・知財セミナー(愛知県)、対話型特許調査(香川県)、等

·情報提供

【例】特許情報センター(大阪府)、県内特許事例集(滋賀県、鳥取県)、等

国と地方の役割分担

·国の施策の延長 【例】出願関連費用の助成(東京都、大阪府)

・国の施策の補完 【例】地域クラスター施策(宮城県)

・地方独自の施策 【例】地域ブランド戦略(岐阜県)